

国立研究開発法人国立環境研究所共同研究実施規程

平成13年5月11日 平13規程第42号

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

令和3年1月27日改正

令和3年3月23日一部改正

令和3年10月13日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が研究所以外の者と共同して行う調査又は研究（以下「共同研究」という。）に関する事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「ユニット長」とは、領域長、気候変動適応センター長、福島地域協働研究拠点長、連携推進部長及び環境情報部長をいう。

2 知的財産とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する植物の品種、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2及び第10号の3に規定する著作物並びに国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程（平成13年規程第34号）第2条第3号及び第4号に規定するノウハウ及び成果有体物をいう。

3 知的財産権とは、特許法に規定する特許権と特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権と実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠権と意匠登録を受ける権利、種苗法に規定する育成者権と品種登録を受ける地位、著作権法に規定する著作権、ノウハウ及び成果有体物に関し法律上保護される利益に係る権利をいう。

(共同研究の実施の申請)

第3条 ユニット長は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成11年法律第216号）第11条に規定する研究所の業務のうち当該ユニットに関する業務について、共同研究を実施しようとするときは、別紙に定める共同研究実施計画書を理事長に提出するものとする。

(共同研究の実施の決定)

第4条 理事長は、前条の提出があった場合において、当該共同研究の適否を検討し、実施するか否かを決定するものとする。

(契約の締結)

第5条 理事長は、共同研究の実施を決定したときは、本規程の定めるところにより、共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）との間で共同研究の実施に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の共同研究契約は、次に掲げる事項を記載した契約書を取り交わして行うものとする。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的及び概要
- (3) 共同研究を実施する場所
- (4) 共同研究の期間
- (5) 共同研究の分担及び管理
- (6) 共同研究に要する費用の分担
- (7) 共同研究の遂行が困難となったときの措置
- (8) 共同研究に要する費用によって製造され、取得され、又は効用が増加した物件の共同研究の完了後の帰属
- (9) 共同研究の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権、意匠権、その他の知的財産権の帰属
- (10) 共同研究の結果の取扱の方法
- (11) その他必要な事項

3 前項の契約書は、別に定める共同研究契約書を標準として作成する。

4 前三項の規定は、共同研究契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

(共同研究者の公募)

第6条 理事長は、ユニット長から特定の課題につき共同研究者の公募の申出があった場合において、これを適切と認めるときは、共同研究者の公募を行うことができる。

(共同研究の中止)

第7条 理事長及び共同研究者（以下「当事者」という。）は、天災その他やむを得ない理由のため、共同研究の継続が困難となったときは、両者協議の上、当該共同研究を中止することができる。

(研究者の派遣)

第8条 当事者は、必要があると認めるときは、他の当事者の同意を得て共同研究に従事す

る者を共同研究員等として他の当事者のもとに派遣することができる。

(共同研究の管理)

第9条 当事者は、必要があると認めるときは、他の当事者の同意を得て共同研究の総括的な管理を行う者を指定することができる。

(共同研究の費用の分担)

第10条 共同研究の実施に係る費用は、共同研究の分担に応じ、当事者がそれぞれ分担するものとする。ただし、共同研究を遂行するに当たり研究所が必要であると認めるときは、共同研究者から研究費の一部又は全部の提供を受けることができる。

2 第1項の規定により提供を受ける研究費の額は、別表による「提供研究経費算定基準表」により構成される当該研究の実施に要する経費とする。ただし、共同研究の内容からみて必要があると認められるときは、当該基準表の費目名を変更することができる。

3 共同研究者は、予め締結した契約書に基づき研究所から経費の請求を受けたときは、研究所に経費を納付しなければならない。

(施設及び設備の使用等)

第11条 理事長は、共同研究契約の規定に基づき、共同研究を行うために必要な研究所の施設及び設備を共同研究者に対し無償又は有償で使用させることができるとともに、共同研究者に対し共同研究に必要な研究機器の研究所への持ち込みを認めることができるものとする。

(知的財産及び知的財産権の帰属)

第12条 共同研究を行ったことにより各当事者が独自に得た知的財産については、各々が、自己の職務発明に関する規程等により当該知的財産に係る知的財産権を有する。ただし、当該知的財産を得た旨を他の当事者に通知するものとする。

2 共同研究において当事者の共同で得られた知的財産とそれに係る知的財産権は、当事者の共有とする。

(出願等)

第13条 各当事者は、前条第1項に規定された知的財産権に係る出願又は申請を行う場合は、その他の当事者の同意を得るものとする。

2 当事者は、共有する知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、各共有者の持分等を定めた共同出願契約を締結したのちに、共同して出願又は申請を行うものとする。

3 当事者は、共有する知的財産のうちノウハウ若しくは成果有体物に該当するものについては、協議の上、ノウハウ若しくは成果有体物として指定し、管理の方法等を決定する

ものとする。

(知的財産権の管理費用)

第14条 当事者は、共有する知的財産権の管理に要する費用（弁理士費用、出願料及び維持費等）を、別段の定めをした場合を除き、その持分に応じて負担する。

(知的財産権の独占的若しくは優先的实施)

第15条 理事長は、共有する知的財産権を共有する共同研究者について、期間を定めて、共同研究者又はその指定する者（以下「共同研究者等」という。）に、独占的若しくは優先的に実施させることができる。

2 理事長は、共同研究者等が、共有する知的財産権を、その付与期間中に正当な理由なく実施しようとしないうとき、又は独占的若しくは優先的な実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められたときは、前項の規定にかかわらず、第三者にその実施を許諾することができる。

(実施の許諾等)

第16条 当事者は、第三者に対して、共有する知的財産権の自らの持分を譲渡し、それを目的として質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾することができる。ただし、その旨について、事前に他の当事者の同意を得るものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により独占的若しくは優先的な実施権が付与されている知的財産権については、同条第2項に定める場合を除き共同研究者等以外には実施の許諾を行うことができない。

(実施契約)

第17条 理事長は、共有する知的財産権を実施させる場合、自己の持分に応じた実施料の支払い等を定めた実施契約を締結するものとする。

(知的財産権の放棄)

第18条 当事者は、共有する知的財産権の自己の持分を放棄しようとする場合には、事前にその旨を他の当事者に報告する。

(秘密の保持)

第19条 当事者は、共同研究のために相手方から秘密として書面で明示され提供された情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なくしてそれらを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示若しくは提供を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(物件に係る権利の帰属)

第20条 共同研究を行うために取得した物件に係る権利は、その費用を負担した者に帰属する。ただし、特別な事情のあるときは、この限りではない。

(研究成果の通知及び公表)

第21条 研究所は、第19条の規定にかかわらず、共同研究の成果を原則として公表する。ただし、その公表が共同研究者の業務に支障が生じる恐れがあると認められる場合には、この限りではない。

- 2 当事者は、共同研究の成果について当事者の一方に通知するものとする。
- 3 当事者は、共同研究の成果の全部又は一部を公表しようとするときは、あらかじめ他の当事者の同意を得るものとする。

(適用除外)

第22条 理事長は、共同研究の相手方が国、地方公共団体、外国研究機関等である場合又は特別な事情がある場合には、この規程の一部を適用しないことができる。

- 2 理事長は、共同研究に係る具体的な内容に照らし特に必要があると認める場合は、第11条から第18条の規定にかかわらず、共同研究者と研究所の合意により別に定めることができる。
- 3 外部研究資金制度に共同して応募する場合や外部機関の共同利用研究制度に応募する場合には、当該制度の定めるところによることとし、この規程の一部を適用しない。
- 4 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年5月11日から施行する。
- 2 この規程の施行前に旧「国立環境研究所研究協力規程」に基づき締結され実施されている研究協力契約については、当該契約の期間の終了までの間は、なお従前の例によるものとする。

改正附則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
改正附則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
改正附則（令和3年1月27日）

この規程は、令和3年1月27日から施行する。
改正附則（令和3年3月23日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。
改正附則（令和3年10月13日）

この規程は、令和3年10月13日から施行する。

別紙

令和 年 月 日

理事長 殿

(ユニット名) 長 (氏 名)

共同研究実施計画書

別紙（共同研究実施計画書）のとおり、共同研究を実施したく申請します。

※本書は別紙含め電子ファイルで連携推進部企画連携主幹メールアドレス（renkei_r1@nies.go.jp）宛に送付すること。

別記様式

共同研究実施計画書

令和 年 月 日

1, 共同研究の題名

2, 共同研究の当事者
(共同研究の相手方)

(所内共同研究部署、研究者名)

3, 共同研究の内容及び必要性

4, 共同研究の期間

5, 主な共同研究の実施場所

6, 共同研究の分担及び管理
(総括的な管理者をおく場合はその者の所属及び氏名)

7, 共同研究に要する費用の分担

8, 共同研究の結果の取扱

9, 利益相反の管理

10, その他必要な事項

別表

提供研究経費算定基準表

経費区分	費目	費目の説明	単価および算定方法
直接経費	人件費	国立研究開発法人国立環境研究所の定める本俸、諸手当、賞与等	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき産出された研究員等の本俸等の単価額に稼働予定日数（時間）を乗じて算出する。
	旅費	職員及び部外協力者の調査又は連絡に要する旅費（外国旅費を含む）	国立研究開発法人国立環境研究所旅費規程により算出される額を限度とする。
	諸謝金	外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆謝金等	国立研究開発法人国立環境研究所の定める単価に予定従事日数を乗じて算出する。共同研究契約において外部協力者・外部委託が認められない場合は算定不可。
	備品費	調査（測量・試験・研究等含む。）用の器具機械類その他設備費等	実情に即した価格により算出する。
	消耗品費	調査等に必要なる事務用品費及び消耗機材等（一般管理費に含まれるものを除く。）	同上
	賃金	調査研究補助及び資料整理等のため雇用するアルバイト等の賃金	国立研究開発法人国立環境研究所の定める契約職員給与規程等により算出する。
	借料及び損料	器具機械借料及び損料、検討会等の会場借料	実情に即した価格により算出する。
	雑役務費	速記料・謄写料・翻訳料・青写真焼付料・資料複写等	同上
	印刷製本費	調査・研究等に必要なる資料印刷・資料複写及び成果報告書印刷代	同上（印刷原稿・レイアウト等の経費及び印刷用紙代等の消耗品費を含む。）
	その他の経費	通信運搬費、会議費等	実情に即した価格により算出する。
	外注費（外部委託等）	共同研究の一部を他社に請け負わせ又は委託するのに必要となる経費	外部委託者からの見積額により算出する。共同研究契約において外部協力者・外部委託が認められない場合は算定不可。
	施設使用料	所外研究者に研究所の施設を使用させる場合の経費	別に定める算定方法による。
技術指導料	職員が共同研究者等へ提供する技術・情報や指導助言等への対価	別に定める単価により算出する。	
間接経費	直接経費以外の経費 国立研究開発法人国立環境研究所の管理及び運営活動に必要な経常的経費（設備費及び労務費等）	(直接経費－外注費－施設使用料) × 間接経費率により算出する。 間接経費率は15%以内とする。	
合計	提供研究経費の総額	直接経費＋間接経費	

金額は税込額とする。